



令和5年度
小手指小学校PTA
定期総会

令和5年5月12日(金)



令和5年度 小手指小学校PTA 定期総会

目 次

- P1 第1号議案【令和4年度 事業報告】
- P2 第1号議案【令和4年度 主な事業の概略】
- P3 第1号議案【令和4年度 学級・学年活動、専門委員会活動報告】
- P4 第1号議案【令和4年度 支部活動報告】
- P5～6 第2号議案【令和4年度 決算報告】
- P7 第2号議案【令和5年度 本部役員・支部役員（案）】
- P8 第2号議案【令和5年度 委員】
- P9 第3号議案【令和5年度 事業計画(案)】
- P10 第3号議案【令和5年度 予算(案)】
- P11～17 小手指小学校PTA会則(案)
- P18～21 小手指小学校PTA細則(案)、慶弔規定について
- P22 小手指小学校PTA個人情報取扱規定
- P23 機関役員・委員関連図
- P24～25 所沢市PTA連合会総合補償制度の概要

【令和4年度 事業報告】

〔全体事業及び本部事業〕令和4年度活動内容一覧表

内 部 事 業		外 部 事 業	
4月25日	セクション引き継ぎ・新旧運営委員会		
5月13日	令和3年度 定期総会(書面)	5月12日	新旧理事会
5月21日	運動会(受付協力)		
5月31日	第1回 本部ミーティング		
6月14日	第1回 本部会議	6月4日	市P連定期総会
6月27日	第1回 運営委員会	6月10日	安全合同会議
6月27日	第1回 支部長会議	6月22日	PTA会長研修
		6月28日	小手指コミュニティ推進委員会
		7月15日	愛好会総会
9月21日	第2回 本部ミーティング	9月29日	所沢市PTA連合会第1回理事会
9月21日	第2回 本部会議		
9月28日	PTA会計中間監査		
10月4日	第2回 運営委員会(書面)		
10月4日	第2回 支部長会議		
11月19日	学校公開(受付協力)	11月16日	PTA会長研修
		11月25日	市P連語る会準備
		1月17日	市長・教育長と語る会(オンライン)
2月1日	新入学児童保護者説明会(受付協力)	2月10日	小手指コミュニティ推進委員会(中止)
2月9日	第3回 本部ミーティング		
2月9日	第3回 本部会議		
2月21日	第3回 運営委員会、会計報告		
2月21日	第3回 支部長会議		
3月22日	PTA会計監査	3月2日	所沢市PTA連合会第2回理事会 (オンライン)
3月23日	卒業式 記念品進呈		
4月10日	入学式 記念品進呈		
4月18日	令和5年度PTA役員選出		
4月19日	令和5年度PTA役員選出		
4月21日	令和5年度PTA役員選出		
4月28日	セクション引き継ぎ・新旧運営委員会		

【令和4年度 主な事業の概略】

1. 内部事業

(1)本部の主な検討事項及び活動

- ① 本部ミーティング、本部会議の開催
- ② 運営委員会、支部長会議の運営・開催
- ③ 「本部だより」、「運営委員会だより」その他の発行
- ④ PTA活動の見直し
- ⑤ 見まもり活動実施
- ⑥ 旗振り指導
- ⑦ 校外活動の見直しについて(旗振り当番)

(2)学校行事への協力

- ① 運動会の協力とパトロール
- ② 校内音楽会への参加・協力(中止)
- ③ 学校公開への協力
- ④ 新入学児童保護者説明会協力
- ⑤ 卒業式・入学式への協力と卒業記念品・入学記念品の贈呈

(3)各委員会活動

- ① 通学路の危険箇所の総括
- ② 「かけこみ110番」設置場所確認・一覧表配布
- ③ ちかん防止看板の設置・管理
- ④ 広報誌の発行
- ⑤ 除草作業、落ち葉清掃
- ⑥ ベルマーク活動
- ⑦ 資源回収(インクカートリッジ)
- ⑧ 次年度 会長・副会長選出

(4)各支部活動

- ① 通学路の危険箇所の点検
- ② 「かけこみ110番」設置場所確認、ステッカー交換
- ③ 支部長会議の参加

(5)他団体との協力

- ① 子ども会育成会との連携
- ② 公民館・地域団体との連携
- ③ 愛校会総会出席
- ④ コミュニティー推進委員会参加

2. 外部事業

(1)地域内他校との連絡・協力

- ① 小手指地区6校連絡協議会の参加(先生のみ)
- ② 小手指中学校地区安心、安全な学校と地域づくり推進支部会議参加

(2)市P連関係

- ① 各種研修会、講演会への参加
- ② 市P連西ブロック連合会への参加

【令和4年度 学級・学年活動、専門委員会活動報告】

【学級・学年】

学 年	クラス	活動
こぼと	こぼと	クリスマスリース作成
1	全クラス	ネームペン贈呈
2	全クラス	算数教材と生活科の手紙用の用紙
3	全クラス	ネームペン贈呈
4	全クラス	ネームペン贈呈
5	全クラス	算数教材
6	全クラス	手紙用の便せん封筒

【専門委員会】

委員	月	活動
選考	7月	「選考委員会だより」発行
	9月	「PTA会長・副会長立候補推薦のお願い」発行
	9～1月	「PTA会長・副会長立候補推薦のお願い」開票、交渉
	1月	令和5年度 会長、副会長の決定のお知らせ(メール配信)
	2月	令和5年度 校長先生・教頭先生と新会長・副会長との顔合わせ
広報	6月	広報「こてさし」214号 令和4年度先生紹介号発行
	7月	広報「こてさし」215号 PTA紹介&運動会号発行
	3月	広報「こてさし」216号 PTA活動報告&卒業特集号発行
	4月	広報「こてさし」217号 令和5年度教職員紹介号初稿作成
安全	6月	危険箇所マップの修正・原本の作成
		「かけこみ110番」PTA会員用・地域回覧用の印刷、配布
		危険箇所マップの印刷、配布
		パトロールステッカーの残の確認
	7月	「かけこみ110番」設置一覧の修正、印刷、配布
	9月	「パトロールステッカーご協力のお願い」書き換え
	10月	パトロールステッカー破損用・新一年生用の作成(一緒に渡す用紙の印刷)
	2月	在校生用「パトロールステッカーについて」印刷 来年度新旧運営委員会での配布物の準備
4月	「かけこみ110番設置のお礼」を印刷(予定)	
ベルマーク・環境	7月	プリントの印刷、配布(ベルマークの募集・回収について)
		ベルマークの回収BOXを各クラスに配布
	9月	除草作業(児童・教職員・PTA本部・委員で実施)8時45分頃～9時頃まで ベルマーク集計作業(委員のみで実施)※前年度に仕分けされたもの 集計用紙・ベルマークを協会に送る
		プリントの印刷、配布(ベルマーク集計作業、ボランティア募集について)
	11月	落ち葉拾い(児童・教職員・PTA本部・委員で実施)8時45分頃～9時頃まで ベルマーク集計作業(ボランティア・PTA本部・委員で実施) 集計用紙・ベルマークを協会に送る
		ベルマーク集計作業の続き(委員のみで実施)
	12月	ベルマーク集計作業の続き(委員のみで実施)
2月	インクカートリッジの集計作業	

【令和4年度 支部活動報告】

支部	月	活動内容
全支部	年間	年間パトロール・立て看板・かけこみ110番掲示物交換作業
1	3月	令和4年度卒業生 卒業記念品贈呈
	3月	令和4年度在校生 進級記念品贈呈
	4月	令和5年度新入生 入学記念品贈呈
2	3月	令和4年度卒業生 卒業記念品贈呈
	3月	令和4年度在校生 進級記念品贈呈
	4月	令和5年度新入生 入学記念品贈呈
3	3月	令和4年度卒業生 卒業記念品贈呈
	3月	令和4年度在校生 進級記念品贈呈
	4月	令和5年度新入生 入学記念品贈呈
4	8月	夏のお楽しみ会プレゼント贈呈(お楽しみ会の代替)
	12月	クリスマスプレゼント贈呈
	3月	令和4年度卒業生 卒業記念品贈呈
	3月	令和4年度在校生 進級記念品贈呈
	4月	令和5年度新入生 入学記念品贈呈
5	3月	令和4年度卒業生 卒業記念品贈呈
	3月	令和4年度在校生 進級記念品贈呈
	4月	令和5年度新入生 入学記念品贈呈
6	3月	令和4年度卒業生 卒業記念品贈呈
	3月	令和4年度在校生 進級記念品贈呈
	4月	令和5年度新入生 入学記念品贈呈
7	12月	クリスマスプレゼント贈呈(お楽しみ会の代替)
	3月	令和4年度卒業生 卒業記念品贈呈
	3月	令和4年度在校生 進級記念品贈呈
	4月	令和5年度新入生 入学記念品贈呈

令和4年度 決算報告

1. 収入の部

(△印：減、単位：円)

項 目	予 算 額	収 入 額	比 較 増 減	摘 要
会 費	1,148,000	1,143,200	△ 4,800	(家庭数541+教員32) × @2,000円
愛 好 会 より 助 成 金	0	0	0	
雑 収 入	7,000	7,006	6	育成会・いちょう学級印刷機使用料、利子
前 年 度 繰 越 金	364,607	364,607	0	
合 計	1,519,607	1,514,813	△ 4,794	

2. 支出の部

(△印：減、単位：円)

項 目	予 算 額	支 出 額	差 引 残 高	摘 要	
総 務 費	事 務 ・ 消 耗 品	100,000	42,888	57,112	印刷機消耗品、事務用品
	備 品 費	10,000	0	10,000	
	校 外 指 導 費	100,000	10,380	89,620	立て看板、保護者証ケース
	慶 弔 費	15,000	20,000	△ 5,000	
	渉 外 交 際 費	80,000	0	80,000	六校協議会他
	教 育 環 境 費	40,000	40,000	0	卒業式及び入学式花代
	卒 業 対 策 費	142,500	139,761	2,739	卒業記念品
	入 学 対 策 費	62,400	61,880	520	新入生お祝い品
	コ ロ ナ ウ イ ル ス 対 策 費	100,000	35,080	64,920	アルコール消毒液
小 計	649,900	349,989	299,911		
市 P 連	市 P 連 会 費	28,920	28,520	400	@50円×566名、振込手数料220円
	市 P 連 会 費	63,580	62,700	880	@110円×566名、振込手数料440円
小 計	92,500	91,220	1,280		
助 成 費	支 部	133,000	134,800	△ 1,800	支部活動費@200円×674名
	学 年	92,000	71,855	20,145	1クラス4,000円
小 計	225,000	206,655	18,345		
委 員 会 費	ベルマーク・環境	15,000	6,380	8,620	
	広 報	50,000	28,080	21,920	
	安 全	10,000	3,860	6,140	
	選 考	1,000	0	1,000	
小 計	76,000	38,320	37,680		
予 備 費	476,207	0	476,207		
積 立 金	0	0	0		
合 計	1,519,607	686,184	833,423		

参 考

令和4年度収入 (繰越金除く)	令和4年度 支 出	差 引 残 高
1,150,206	686,184	464,022

令和4年度総収入 (繰越金含)	令和4年度 支 出	令和4年度 繰 越 金
1,514,813	686,184	828,629

3. 収支残高

総収入額	¥1,514,813
総支出額	¥686,184
令和5年度へ繰越金	¥828,629

4. 積立金

令和4年度までの積立金合計額	¥600,144
----------------	----------

上記の通り、報告いたします。

令和 5 年 3 月 22 日

小手指小学校 PTA本部
PTA本部
会計幹事
会計幹事

[Redacted signature area]

監査の結果、上記に相違ないことを認めます。

令和 5 年 3 月 22 日

監査
監査

[Redacted signature area]

個人情報保護のため省略

第2号議案

【令和5年度 本部役員・支部役員(案)】

本部役員

役職名	氏 名
会長	
副会長	
幹事	個人情報保護のため書面にて配布済みです
監査	

支部役員

◎通学班担当職員(安全主任)

◎生徒指導主任

支部	支 部 長	副支部長	職 員
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

【令和5年度 委員】

◎:学年主任・委員長 ○:副委員長 会:会計 書:書記

年	組	担 任	学年代表委員							
こばと	1									
	2									
年	組	担 任	選考委員	広報委員	安全委員	ベルマーク・環境委員				
1年	1									
	2									
	3		個人情報保護のため書面にて配布済みです							
	4									
2年	1									
	2									
	3									
	4									
3年	1									
	2									
	3									
4年	1									
	2									
	3									
	4									
5年	1									
	2									
	3									
	4									
6年	1									
	2									
	3									
担当職員										

担 任 外 職 員

【令和5年度 事業計画(案)】

1 全体事業(本部)

- 【1】 PTA全体の調和と協調の推進
- 【2】 運営委員会と各会議の運営・開催
- 【3】 教育施設の充実への援助
- 【4】 児童の校外指導、安全対策の推進・充実
- 【5】 目的を同じにする他の団体、機関等との協調
- 【6】 その他PTA全体で行う事業

2 学年会(幹事)

- 【1】 学年・学級におけるPTA活動の充実
こぼと・学年幹事が学校と連携し、学年行事への協力を行う
- 【2】 活動助成費を配布し支援
- 【3】 学年監査

3 委員会

- 【1】 選考委員会
次年度のPTA会長・副会長を選出
- 【2】 広報委員会
 - (1) 広報「こてさし」の編集と発行
 - (2) 行事などの撮影・インタビュー
- 【3】 安全委員会
 - (1) 自転車パトロールステッカーの配布
 - (2) 本部校外と連携
 - (3) 危険箇所の地図を作製・配布
 - (4) ちかん防止看板の設置・管理
 - (5) かけこみ110番設置場所確認、ステッカー交換
- 【4】 ベルマーク・環境委員会
 - (1) ベルマーク収集・集計、インクカートリッジ回収・集計
 - (2) 除草作業、落ち葉掃きの招集

4 支部

- 【1】 支部PTA活動の実施
- 【2】 子ども会育成会との協力並びに地域教育環境の整備
- 【3】 校外安全指導、見まもり隊等の実施
- 【4】 通学路交通安全指導の奉仕活動

令和5年度 予算（案）

1. 収入の部

(△印：減、単位：円)

項目	予算額	前年度予算額	比較増減	摘要
会費	562,000	1,148,000	△ 586,000	(家庭数524(仮) + 教員38) × @1000
愛校会より助成金	0	0	0	
雑収入	7,000	7,000	0	育成会・いちょう学級印刷機使用料
前年度繰越金	828,629	364,607	464,022	
積立より	0	0	0	
合計	1,397,629	1,519,607	△ 121,978	

2. 支出の部

(△印：減、単位：円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘要	
総務費	事務・消耗品費	100,000	100,000	0	印刷機消耗品、事務用品
	校外指導費	100,000	100,000	0	ちかん看板、保護者証ケース
	慶弔費	20,000	15,000	5,000	慶弔規定により
	渉外交際費	80,000	80,000	0	六校協議会 他
	教育環境費	40,000	40,000	0	卒業式及び入学式花代
	卒業対策費	111,000	142,500	△ 31,500	記念品1000円×97名、教員3500円×担任数4
	入学対策費	67,500	62,400	5,100	入学記念品@540円×120名+予備5
	衛生費	50,000	100,000	△ 50,000	アルコール消毒代
	備品費	0	10,000	△ 10,000	設備購入
市P連	会費	28,320	28,920	△ 600	@50×562名(家庭数+教員)、振込手数料220円
	補償費	62,260	63,580	△ 1,320	@110×562名(家庭数+教員)、振込手数料440円
助成費	支部	132,600	133,000	△ 400	@200×児童数663名
	学年	100,000	92,000	8,000	@4000×25組
委員会費	ベルマーク・環境	15,000	15,000	0	
	広報	50,000	50,000	0	
	安全	10,000	10,000	0	
	選考	1,000	1,000	0	
小計	967,680	1,043,400	△ 75,720		
予備費	429,949	476,207	△ 46,258		
積立金	0	0	0		
合計	1,397,629	1,519,607	△ 121,978		

前年度繰越金	828,629
収入予算額（前年度繰越金除く）	569,000
支出予算額	△ 967,680
予備費	429,949

小手指小学校PTA 会則（案）

第1章 総 則

〔名称〕

第1条 この会は、埼玉県所沢市立小手指小学校PTAと称し、事務所を同校内におく。

〔目的〕

第2条 この会は、小手指小学校に在籍する児童の保護者および教職員が互いに協力して、児童の教育の完成をはかるとともに、児童が家庭や学校および地域社会においてより幸福な生活が営めるように努めることを目的とする。

〔事業〕

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 家庭と学校との緊密な連絡に関すること。
- (2) 学校行事への援助と協力に関すること。
- (3) 教育環境の整備と改善に関すること。
- (4) 児童の校外指導に関すること。
- (5) 会員相互の親睦および会員の文化教養の向上に関すること。
- (6) 児童の健全育成、地域の福祉向上等を目的とする関係団体、諸機関等との相互協力に関すること。
- (7) その他、この会の目的を達成するために必要なこと。

第2章 会 員

〔会員〕

第4条 この会は、小手指小学校に在籍する児童の保護者および教職員を会員とする。

〔会費〕

第5条 会員は、総会において別に定める会費を納めることとする。

第3章 本部役員および委員

〔本部役員〕

第6条 この会には、次の本部役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名又は4名（うち1名は、教頭とする）
- (3) 幹事 8名（うち2名は、教職員の代表とする）
- (4) 監査 3名（うち会計監査2名・業務監査1名とする）

〔本部役員の任務〕

第7条 前条で定める本部役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 幹事は、本部役員として会務の運営にあたる。
- (4) 監査は、会計および業務において監査をおこなう。

〔本部役員の選出〕

第8条 本部役員の選出は、別に細則に定める。

- (1) 本部役員の任命は、会長、副会長については総会の承認を必要とし、他の役員については総会への報告をもって足りることとする。

〔本部役員の任期〕

第9条 本部役員の任期は、定期総会終了後から次年度の定期総会終了までの1年とし、再任を妨げない。ただし、会長の任期は、継続する場合2年を限度とする。

- (1) 補充役員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

〔免除〕

第10条 本部役員の免除は、別に細則に定める。

〔委員〕

第11条 この会には、次の委員をおく。

- (1) 選考委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 安全委員会
- (4) ヘルマーク・環境委員会
- (5) 支部
- (6) 学年会（こぼと・各学年幹事）

〔委員の任務〕

第12条 前条で定める委員は、委員会を構成し会務の運営にあたりるとともに、各々の任務は次のとおりとする。

- (1) 各委員は、それぞれの活動にあたる。このうち各委員長は、運営委員会を構成し会務の運営にあたる。
- (2) 支部役員は、それぞれの支部の中心となりその運営にあたる。このうち各支部長は、運営委員会を構成し会務の運営にあたる。
- (3) 学年会は、学年におけるPTA活動にあたる。

〔委員の選出〕

第13条 委員の選出は、別に細則に定める。

- (1) 委員の任命は、総会への報告をもって足りるものとする。

〔委員の任期〕

第14条 委員の任期は、定期総会終了後から次年度の定期総会終了までの1年とし、再任を妨げない。

〔免除〕

第15条 委員の免除は、別に細則に定める。

〔校長〕

第16条 校長は、本会の円滑な運営を図るため、すべての会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 機 関

〔機関〕

第17条 この会の円滑な運営のために、次の機関をおく。

- (1) 本部
- (2) 学年会
- (3) 委員会（選考、広報、安全、ベルマーク・環境）
- (4) 支部

〔機関の構成と役割〕

第18条 各機関の構成と役割は、次のとおりとする。

- (1) 本部は、正副会長および幹事をもって構成され、会の中心として、総会、運営委員会での決議事項の執行、運営にあたる。
- (2) 学年会は、こぼと、幹事および学年に所属する会員をもって構成され、この会の円滑な運営のためにそれぞれの学年活動にあたる。
- (3) 各委員会は、正副委員長および委員をもって構成され、この会の円滑な運営のために、それぞれの委員会活動にあたる。このうち選考委員会は、正副会長の選出にあたる。
- (4) 支部は、正副支部長および支部に所属する会員をもって構成され、この会の円滑な運営のために、それぞれの地域活動にあたる。

第5章 総会および運営委員会

〔総会の構成〕

第19条 総会は、この会の活動内容を議決する場であり、全会員をもって構成され、定期総会と臨時総会とする。

〔総会の任務〕

第20条 総会は、次の事項を審議、承認、決定する。

- (1) 事業報告および決算に関すること。
- (2) 事業計画および予算に関すること。
- (3) 会則の制定改廃に関すること。
- (4) 本部役員・委員の任命に関すること。
- (5) その他、この会の運営に係わる重要事項。

〔総会の開催〕

第21条 総会の開催は、次のとおりとする。

- (1) 定期総会は、毎年1回新事業年度開始後2か月以内に開催する。
- (2) 臨時総会は、本部または運営委員会が必要と認めたとき、あるいは会員の4分の1以上から総会に付すべき事項を明示して請求があったときに開催する。
- (3) 総会の招集は、会長・副会長が行う。ただし、開催にあたっては、原則として開催日の7日以上前に全会員に対して、通知することを要する。

〔総会の議決〕

第22条 議決は、小手指小学校に在籍する児童の保護者および教職員の過半数（委任状または議決権行使書を含む）をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

〔運営委員会の構成〕

第23条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、正副会長、幹事、こぼと学年代表、各委員長、支部長をもって構成する。

〔運営委員会の任務〕

第24条 運営委員会は、次の事項を審議、決定する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) 細則の制定改廃に関すること。
- (4) その他、総会の議決を要しない、この会の運営に係わる事項。

〔運営委員会の開催〕

第25条 運営委員会は、会長または本部が必要と認めたときに開催する。

- (1) 運営委員会の招集は、会長、または副会長が行う。

〔運営委員会の議決〕

第26条 運営委員会の議決は、運営委員の過半数（委任状を含む）をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第6章 会 計

〔会計〕

第27条 この会の経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。

〔会費額〕

第28条 この会の会費は、年額金2,000円とする。ただし、本部内会議で承認のうえ、免除、減免することができる。

- (1) 転入した会員については、月額金150円の月掛けとする。
- (2) 転出した会員への返金はないものとする。
- (3) 集金方法は、手集金とする。
- (4) この会の会費は、本部内会議で承認のうえ、年度により変更することができる。

〔事業年度〕

第29条 この会の事業年度は、毎年定期総会の日より翌年の定期総会前日までとする。

第7章 個人情報

〔個人情報の取り扱い〕

第30条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「個人情報取扱規約」に定め、適正に運用するものとする。

第8章 会則の変更

〔会則の変更〕

第31条 この会則の変更は、字句の修正を除き、総会で決定する。

第9章 細則

〔細則〕

第32条 この会の運営に必要な細則は、運営委員会の議決をもって別に定める。ただし、議決内容については、次の総会に報告しなければならない。

附 則

この会則は、令和4年5月13日から施行する。

この会則は、令和5年5月12日から改正し施行する。

小手指小学校 P T A 細則（案）

第1条 この細則は、会則第9章の規定により、この会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 会則第8条の規定にある役員の選出方法は、次のとおりとする。

（1）会長、副会長の選出方法

① 公選とする。

会長および副会長の選出は、選考委員会が責任をもって公選する。ただし副会長のうち1名は、教頭とし、公選は行わない。

② 立候補

ア 書面をもって立候補の受け付けを行う。

イ 立候補者は、信任投票を受け、全会員の3分の1以上の信任を得なければならない。

③ 推薦

ア 立候補者が不信任となった場合や立候補者が必要人数に満たない時や立候補者がいない場合、全会員に推薦用紙を配布し、被推薦者を募る。

イ 被推薦者相互の話し合いによって選出を行う。この際、選考委員会は個々の被推薦者との交渉、および被推薦者相互の話し合いが円滑に進むように努める。

④ 交渉

被推薦者および会員と個々に交渉を行い選出に導く。

⑤ 会長、副会長の互選

会長、副会長の役職は、新任又は推薦によって選ばれたもの相互の話し合いによって行う。

⑥ 選考委員は、立候補者になることはできない。

(2) 通知

選考委員会は、会長、副会長の選出が終了次第速やかに、被選出者氏名を全会員に通知する。

(3) 幹事

- ① 会則第6条の規定により、各学年1名より選出する。
- ② 会長、副会長が内定後、幹事の立候補を募る。
- ③ 欠員が生じた時は、該当学年の保護者から選出する。

(4) 監査

前年度の本部役員の推薦により選出するものとする。

第3条 会則第13条の規定にある委員の選出方法は、次のとおりとする。

(1) 委員等

- ① 役員の必要人数を重視し、各学年の児童数のバランスを考慮の上、委員の数・学年の配分を年度末に本部にて決定する。
- ② 前年度中に立候補により幹事になることが決定している場合は優先する。
- ③ 議決権は、1家庭につき1票のため、同年度において1名のみ選出できる。
- ④ 育成会役員、いちよう学級長・副学級長との兼任は出来ないものとする。

(2) 各委員代表

本条(1)の規定により選任され、その中から各委員代表に専門委員長1名、および副委員長1名を選出する。さらに教職員より、担当職員を選出するが、その方法については学校側に一任する。

(3) 支部役員

各支部は、互選により支部長1名、および副支部長1名を選出する。

第4条 免除と配慮

(1) 会員の免除については、以下の表のとおりとする。

		一人免除	永久免除
会長	任期（2期）		○
	任期（1期）	○	
副会長	任期（2期）		○
	任期（1期）	○	
学年幹事（本部役員）		○	
こぼと学年代表		○	
選考委員		○	
広報委員		○	
安全委員		○	
ベルマーク・環境委員		○	
各支部長		○	
育成会役員		○	
いちょう学級（学級長・副学級長）		○	

- ① 同一任期において、各家庭1名のみ任命とする。
- ② 免除となる任期が終了しても、会員の立候補及び再任を妨げない。
- ③ 会長の任期は、第9条に定めるとおり、継続する場合2年を限度とする。
- ④ 会長及び副会長を2期つとめた場合、役員選出から永久免除とする。

(2) 会員の配慮については、以下のとおりとする。

- ① 6学年時に選出された副支部長、代表相談員については、役員選出から配慮とする。
- ② 幹事の欠員補充の際は、その対象児童分の役員選出から配慮とする。

第5条 この会に、次の帳簿を備える。

会則 細則 役員名簿 会計簿 議事録

附 則

この細則は、令和4年5月13日より、一部改正して施行する。

この細則は、令和5年5月12日より、改正して施行する。

《 慶弔規定について 》

1. 会員（教職員含む）並びに在籍児童の死亡 金1万円
2. 教職員の配偶者並びにその子女の死亡 金5千円
3. 会員並びにその児童の重傷病 金3千円
(安静加療が1ヶ月を越えるもの)
4. その他については、正副会長で協議し行い、運営委員会に報告をする。
5. この規定によって贈られた金品の返礼は一切受けない。
6. この規定が適性に欠けると認められた場合には、運営委員会で改正することができる。

上記規定は、昭和55年度より施行する。

上記規定は、平成29年5月12日より改正して施行する。

所沢市立小手指小学校PTA個人情報取扱規定

- 第1条 この規約は、所沢市立小手指小学校PTA（以下本会という）が取得・保有する個人情報の適正な取扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。
- 第2条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規約に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。
- 第3条 本会における個人情報の管理者は会長とする。また、個人情報の取扱者は役員及び選考委員とする。
- 第4条 個人情報の管理者および取扱者は、業務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。また、その役職を退いた後も同様とする。
- 第5条 円滑なPTA活動を行うために次の情報を取得する。
(1) 保護者氏名
(2) 児童氏名
(3) 児童クラス
(4) 住所
(5) 電話番号
(6) メールアドレス
- 第6条 本会は、取得した個人情報を次の目的で利用する。
(1) PTA活動・各支部活動に必要な連絡および名簿作成のため
(2) 会費納入管理のため
(3) 活動における行事等の案内、参加確認、傷害保険加入のため
(4) 役員・委員の選考選出のため
(5) 役員・委員の連絡のため
- 第7条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条の規約により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を扱わないものとする。
- 第8条 個人情報が記載されたいかなるものも、管理者または取扱者がPTA会議室の鍵付きロッカーなどに保管し適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- 第9条 個人情報は、それを取り扱う電子機器・電子媒体にウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切に行う。
- 第10条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行わないものとする。
(1) 法令に基づく場合
(2) 人の生命、身体また財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 第11条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。
- 第12条 個人情報を漏えい（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。
- 第13条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

附則

1. この規約は、令和3年5月14日より実施する。

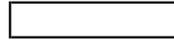
機関役員・委員関連図

◎ 決定機関

◎ その他円滑な運営に必要な機関

⇒ 総会・運営委員会

⇒ 本部・委員会・支部



役員を示す



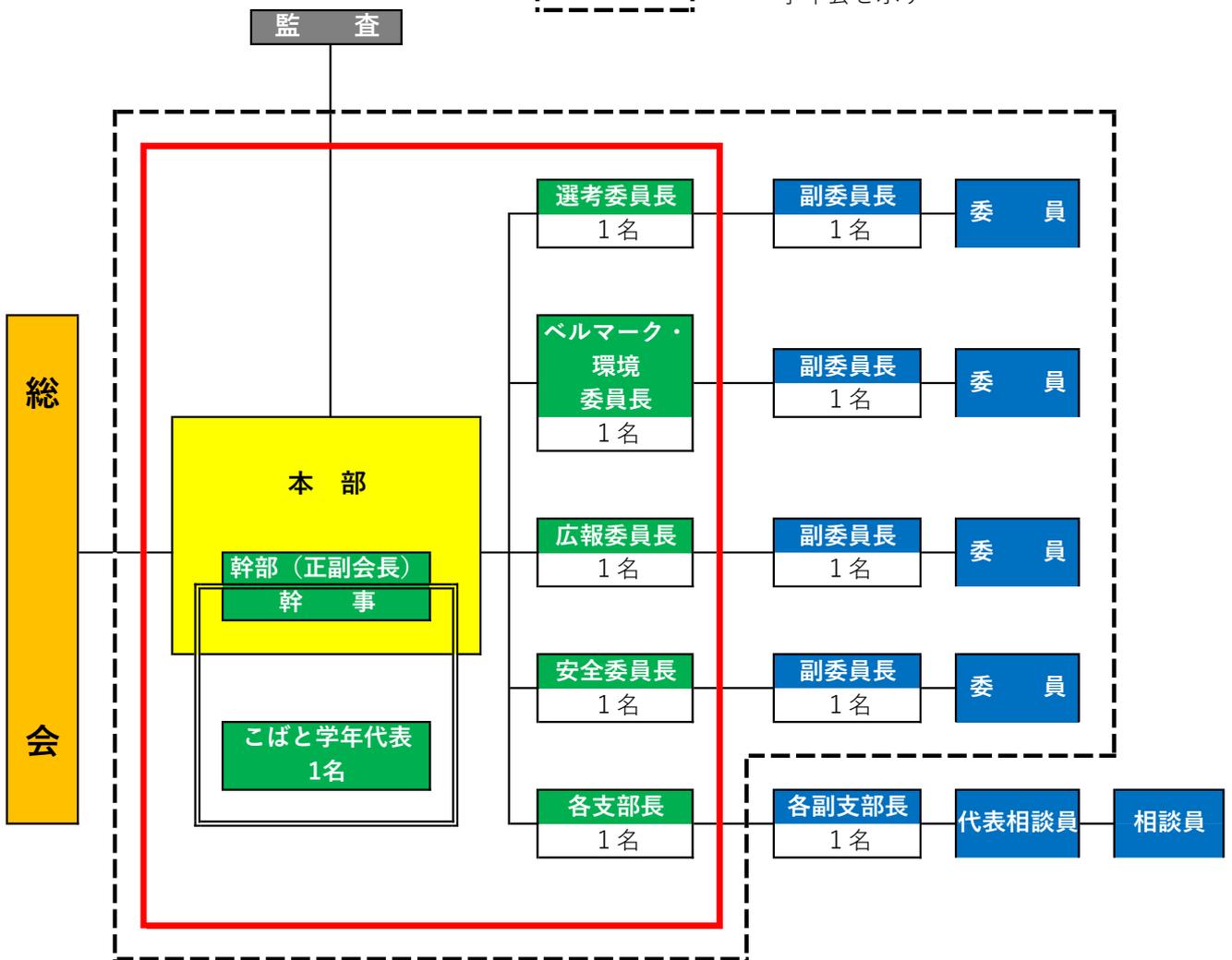
運営委員会構成員を示す



委員会構成員を示す



学年会を示す



所沢市PTA連合会総合補償制度の概要

【所沢市PTA連合会 事務局】

所沢市PTA連合会では、PTA活動中の傷害や対人・対物賠償等の総合補償制度を設け、PTA活動を推進しています。この補償制度は、所沢市PTA連合会と東京海上日動火災保険株式会社との間で協議し独自に作り上げた補償制度です。



【この補償制度は…】

PTAの会員と加入小中学校児童・生徒を対象としてPTA活動中の傷害（疾病は除く、ただし熱中症は対象となります）とPTA活動に伴う対人・対物賠償事故と各PTAが第三者から借用した財物（所沢市PTA連合会加入団体及び加入会員からの借用財物は除く）に対して与えた損害についての損害賠償金を給付する総合補償制度です。

【補償期間・人数の増減に関して】

補償期間は、7月1日午後4時から来年の7月1日午後4時までの1年間です。毎年更新します。加入時の世帯数+教職員数を基本とし、保険期間中の増減に関しては保険料の追徴・返戻は有りません。**団体特約として、補償期間中の4月からの新入生も給付の対象となります。また、3月に卒業した児童生徒は給付の対象となりません。**

【補償内容】

死亡補償	200万円	対人（身体）に対する賠償責任	1名 1億円・ 1事故 2億円限度
後遺障害（14級区分）	6万円～200万円	対物（財物）に対する賠償責任	1事故 300万円（対人・対物共に1事故につき1千円自己負担）
傷害保険金額	入院日額 2,500円（入院・通院を合計して180日限度） 通院日額 1,500円（通院のみは90日が限度）	保管物危険	1事故 10万円・補償期間中500万円（1事故につき5千円自己負担）

【補償見舞金の給付対象】

保護者会員・教職員会員・児童・生徒・同時参加の未就学児が給付の対象になります。

補償の内容には、各PTA下部組織（支部）行事に付いても、PTA主催共催行事で有れば補償対象になります。（但し、PTA会長の証明書・主催行事の案内文書のコピーが必要になります）独立行政法人日本スポーツ振興センターが対象としている学校管理下の事故は適用になりませんが、学校管理下外のPTA管理下の事故は対象になります。

【補償見舞金の給付の範囲】

PTAの管理下において、その活動中に起きた事故に対し会員に給付されます。

PTAの管理下と活動範囲は、次の通りです。

① 会員がPTA行事に参加している間に被った傷害を補償します。

※PTAが主催又は共催した地域行事（お祭り等）に参加した場合

※PTA会長名入りで発出された案内文書が必要です。

② P T A行事に参加した場合、指定された場所へ集合から解散まで補償されます。指定場所への往復途上については、自宅から指定場所までの最短ルートとし、途中寄り道等した場合は補償の対象とはなりませんのでご注意ください。

③ P T A役員が予め定められた行事計画を推進するために必要な調査活動、打合せ、準備活動で被った傷害。

④ P T A役員や責任者及び指導者の不注意や管理ミスにより児童・生徒・父母会員・教職員会員・同時参加の未就学児が被った傷害、その他他人の身体・財物に損害を与えて法律上の賠償責任を負った場合に補償します。(賠償責任の補償)

⑤ 第三者から借用したスポーツ用具や施設などを破損した事によって管理者として法律上の賠償責任を負った場合に補償します。(保管物危険の補償)

※ P T A会員同士の貸借に関しては補償の対象になりません。

⑥ 「かけこみ110番」の補償に関しては、実際に駆け込みが発生した事実を警察等への通報で確認できること、設置場所・協力者一覧の作成・管理保管が必要です。

⑦ 熱中症対策として、夏場の行事では「帽子を必ず着用する」、「通気性の良い服装で参加する」、「汗ふき用のタオルを用意する」など予め注意を呼び掛けるようにしてください。また、P T A役員・行事責任者の方の間でも、熱中症について日頃から勉強会を行うなどして、適切な対策・対応を実施できるように心がけてください。

【事故が起きてしまったら】

事故が発生した場合、速やかに各学校P T A役員・行事責任者が直接事故の報告を下記までお願いします。その後P T A行事での事故を証明する書類として、P T A会長より下記書類提出をお願いします。

東京海上日動火災保険株式会社

事故発生

→

取扱代理店 東京海上日動パートナーズ EAST:担当(曾我)

Tel 04-2920-2951

P T A役員は、東京海上日動パートナーズ EAST に事故報告の後、市P連事務局までお知らせ下さい。

《保険金請求に必要な各P T Aからご提出いただく書類は…》

各学校P T A側から保険会社へ提出する書類です

1, 各学校のP T A会長の行事事故確認書(保険会社から送付)

(発生年月日・場所・行事・負傷者等を書面にて証明している)

2, P T A行事開催案内文書(プリント)

(事前にP T A会員に配布した行事案内文のコピーを添付してください)



問い合わせ先・事故報告

所沢市P T A連合会総合補償制度取扱 東京海上日動火災保険株式会社
取扱代理店(株)東京海上日動パートナーズ EAST:担当(曾我・竹内)

Tel 04-2920-2951

Fax 04-2990-2954

所沢市P T A連合会事務局(社会教育課)担当(齊藤・金田)

Tel 2998-9242

